

豊島区基本構想の点検について

(答申)

平成27年1月30日

豊島区基本構想審議会

目次

1	基本構想の改定案	1
	豊島区基本構想	
	はじめに 基本構想の見直しにあたって.....	1
	見直しの背景.....	1
	平成15年における基本構想の策定の趣旨.....	2
	平成15年における基本構想の策定の背景.....	3
	第1章 基本構想の目的.....	4
	第2章 基本構想の期間.....	4
	第3章 将来像.....	4
	第4章 基本方針.....	4
	第5章 めざすべき方向.....	6
	第6章 構想実現のために.....	9
2	現行の基本構想と基本構想改定案の対照と改定の趣旨	10
	参考資料	20
	1 諮問文	
	2 豊島区基本構想審議会委員名簿	
	3 豊島区基本構想審議会審議経過	
	4 豊島区基本構想審議会条例	

1 基本構想の改定案

豊島区基本構想

はじめに

基本構想の見直しにあたって

豊島区基本構想は平成15年3月、21世紀の第1四半世紀を構想の期間とし、区の将来像を描き、まちづくりの方向性を示す指針として策定されました。

策定から10余年が経過するなか、人口減少と超高齢社会の到来、経済活動や文化交流におけるグローバル化の一層の進展など、我が国の社会経済はめまぐるしく変化しています。

区においては、豊島区の自治の最高規範として「自治の推進に関する基本条例」を制定し、また、安全・安心まちづくりの国際認証である「セーフコミュニティ」と朋有小学校における「インターナショナルセーフスクール」の取得、地域区民ひろばの展開、雑司が谷地域の歴史と文化のまちづくり活動の「プロジェクト未来遺産2014」への登録、新庁舎の整備、「国際アート・カルチャー都市」づくりへの挑戦など、これからのまちづくりにも大きな影響をもつ取り組みの進展がありました。

このたび、次期基本計画の策定を前に、構想の期間も半ばを過ぎ、社会経済状況や豊島区を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ、第2章ただし書に基づいて平成15年策定時の構想を尊重しつつ、所要の部分を見直すことといたしました。

これにより、これからのまちづくりの方向をより明確化し、豊島区がめざす将来像の実現に向けた取り組みの一層の推進を図ります。

見直しの背景

1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

我が国は、全体としては人口減少社会の到来を迎え、少子高齢化も急速にすすんでいます。現在は転入人口に支えられて人口が増加している豊島区においても、いずれは人口減少を迎えることが想定されます。

こうした人口の減少と人口構造の変化は、社会保障をはじめ雇用や経済活動、コミュニティのあり方など地域社会にも大きな影響を及ぼすこととなります。

このため、豊島区においても将来を見据え、人口減少の克服は日本全体の課題という認識のもと、さまざまな対策を講じながら地域社会の持続的な発展に取り組んでいく必要があります。

2 安全・安心なまちづくりへの意識の高まり

平成23年3月11日に発生した巨大地震は、我が国に未曾有の被害をもたらしました。この東日本大震災は、都市基盤整備の重要性や帰宅困難者への対応など、大都会が抱える多くの課題も浮き彫りにし、地域で暮らす人々の絆と支え合いの輪を再生させ、地域力を高めていくことの大切さを再認識させるものでした。

日本一の高密都市であり、国内外から多くの来街者を迎える都市である豊島区が、これからも活力あふれるまちとして発展していくためには、地域の主体が連携・協働の輪を広げながら、安全・安心のまちづくりをさらに推しすすめていくことが求められます。

3 国際化の進展と東京オリンピック・パラリンピックの開催

今日の社会は、情報通信技術の高度化、交通手段の発達等により、人、物、情報の流れ、文化交流などのグローバル化が加速度的に進んでいます。首都東京の一角を占める豊島区は、地域独自の魅力的な伝統や文化を内外に発信し、日本全体の活性化を牽引することが求められています。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会が2020年に東京で開催され、スポーツ、文化、教育、観光、都市再生など幅広い分野での発展が期待されています。豊島区の持つ多彩な魅力をさらに高めつつ、大会の効果を持続的なものとするなど中長期的な視点のもと区民生活の向上につながるまちづくりをすすめていくことが重要となります。

平成15年における基本構想の策定の趣旨

豊島区は、平成7年、地域社会づくりの基本的な方向を定め区政運営の指針とするために前基本構想を策定しました。

その後、我が国の社会経済は予想を上回る長期の構造的な不況に陥り、日常生活に対する先行きの見えない不安感が広がっています。

区内においては、人口の減少傾向に歯止めがかかったものの、超高齢社会への進行は一層速まるものと予測されています。

一方、従来成長を重視する考え方は見直されつつあり、地球環境への負荷の少ない社会を次代に引き継いでいこうとする考え方が主流になっています。

さらに精神的な豊かさや自己実現への欲求の高まり、多様な生き方への志向など、人々の意識も大きく変わってきています。これからは、さまざまな人々が対等な立場で互いを尊重しあい、共に支えあって生きていく「共生社会」の実現が求められています。

また、社会の変動がますます加速する中、その変化を敏感に受け止め、柔軟に対応し、区民と共に成熟社会にふさわしい新しい地域社会づくりをすすめていくことが必要です。

そこで、豊島区は、あらためて、平和を礎とし、区内に暮らし、働き、学び、訪れるすべての人の人権が守られ、個性が尊重され、人々が誇りと希望を持って住み続けることができる地域社会づくりをすすめる決意をしました。

豊島区のこれからの新しい成長に向け、区の将来像を描くとともに、地域社会づくりの指針として、ここに新たな基本構想を策定します。

平成15年における基本構想の策定の背景

1 構造改革の進展

成長を前提にした社会構造を変革し、新たな時代にふさわしい社会経済システムを構築するため、さまざまな分野で抜本的な構造改革がすすめられています。

地方自治体においても、住民本位の質の高い行政サービスを提供するため、さらなる自己改革を図るとともに、より効率的な行政システムへの転換が求められています。

豊島区では、これまで内部努力の徹底をはじめ、各種白書など行政情報の公表や外部監査制度の導入を積極的にすすめてきました。今後さらに区民の満足感を高め、いつまでも住み続けられる地域社会を創り出していくために、区民の目線から区政運営システムを見直し、魅力ある地域社会の構築に努めていく必要があります。

2 地方分権改革等の進展

地方分権改革、都区制度改革により、豊島区は、住民に最も身近なところで自己決定、自己責任に基づいた地域づくりをすすめることが可能となりました。

分権型社会を構築し、個性ある地域づくりを行うためには、さらなる情報公開を通じた行政の透明性の向上と計画づくりからの区民の参画と協働を推進する必要があります。

また、地方分権改革、都区制度改革をさらにすすめ、財源配分の適正化や23区横並び行政からの脱却への取り組みを継続していきます。

3 安定した成熟社会に向けて

これまでのスピードや効率が重視された高度成長型社会から、安定した生活基盤を礎に生きる楽しさや心の豊かさを享受できる成熟社会への移行により、区民の意識が大きく変化することが想定されます。

こうした中、高度情報通信ネットワーク化の進行により、すべての人がいつでもどこでも情報を享受できるユビキタス社会に向けた地域情報化への取り組みも望まれます。

これからの区政運営には、今ある社会資本を活用し、調和のとれた持続可能な社会への転換をめざす取り組みが求められています。

第1章 基本構想の目的

この基本構想は、分権型社会における豊島区のあるべき将来像とその実現のための総合的かつ計画的な地域づくりの方向を定めることを目的とします。

また、基本構想は、区民、地域で活動する団体、企業等と区に関わりのあるすべての人が、あるべき将来像の実現を共通の目標とし、さまざまな活動をすすめるための指針となるものです。

第2章 基本構想の期間

構想の期間は、21世紀の第1四半世紀とします。

ただし、この間に社会経済状況や豊島区を取り巻く環境が大きく変化した際には、基本構想の見直しを行います。

第3章 将来像

豊島区のめざすべき将来像を、次のとおり掲げます。

未来へ ひびきあう 人 まち・としま

第4章 基本方針

豊島区は、平和の希求、人権の尊重、住民自治の実現を基本的な理念とし、さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働・共創のまちづくりを推進します。

区民が誇りを持ち、住み続けることができる安全・安心で豊かなまちを創造していくためには、地域性を踏まえた個性あふれる施策の展開や魅力づくりが必要です。そのため、区民をはじめ豊島区に関わるすべての人の参画した計画づくりや地域づくりをすすめるとともに、歴史や伝統に根ざした文化的資源を再発掘した「豊島らしさ」の創出に努めていきます。また、ターミナル駅を有する特性を生かした魅力あるまちづくりをすすめ、地域の活性化を図ります。さらに、区民生活を支える地域商店街の活性化に努めます。

そこで、基本構想の将来像を実現するため、豊島区に住み、働き、学び、訪れるすべての人と共に地域づくりを推進していく姿勢として、次の四つの柱を示します。

1 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく

～「参画」と「協働」のシステム構築～

住民に最も身近な自治体として、さまざまな主体の参画と協働による「わかりやすい区政」、「区民の目線での行政運営」をめざします。

また、区は自律的な区政運営をすすめるため、新たな区政運営システムの確立に取り組みます。

2 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまちを創造する

～すべての区民が喜びあえるまち～

豊島区に住み、働き、学び、訪れるすべての人の個性や人権が尊重され、ゆとりと笑顔にあふれた地域社会をめざします。

ライフステージのさまざまな場面で人々の交流を活発にし、共生、共存、安全・安心のまちをめざして地域の連携を構築します。

また、住環境の整備をすすめるとともに、地球環境の視点に立って、みどり豊かで潤いのあるまちをめざします。

3 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす

～再び訪れたい魅力あるまち～

東京を代表する都市として世界に目を向けながら、商業、業務、文化、観光、交流を中心とした多様な機能が集約した都市づくりを誘導します。

充実した交通機能を有するという特色を生かした活気にあふれるまちづくりをすすめます。

また、地域ごとの特性に彩られた活気ある地域づくりをすすめます。

4 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす

～多くの人々が共に創りあげる文化のまち～

都市の風景や街並みを含めた多様な芸術文化を生み出す都市をめざします。地域の歴史や伝統芸能等を再発見し、守り伝えるとともに、豊島区独自の新しい文化の創造と発信に努めます。

また、文化や芸術の息づく都市として国内外の都市との交流をすすめていきます。

第5章 めざすべき方向

基本方針を具体化するため、地域づくりのみちすじや取り組むべき方向性を以下に示します。

1 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち

① 区民等の参画の推進

- 自治の推進に関する基本条例のもと、計画づくりや施策、事業等への参画と協働をすすめます。
- 政策や計画等の政策形成過程に関する情報を公開するとともに、成果についても区民と共に評価していきます。
- 地域における活動を促進する拠点の充実を図るとともに、まちづくりなど地域の問題の解決を地域住民自らが決定し、取り組める体制を整備します。
- 区民、NPO、ボランティア団体、事業者、大学、区の役割分担を明確にし、互いに連携しながらその能力を十分に発揮できるよう、区は支援していきます。

② 新たな区政運営システムの確立

- 政策立案や施策実施にあたっては、社会の変化や区民の生活観等に柔軟に対応できる体制を整備します。
- 区民の立場から見た成果を重視し、真に区民が必要とする施策を優先的に実施していきます。
- 財源確保の取り組みを行い、財政運営基盤を強化していきます。
- 自治推進の新たな拠点である新庁舎の機能を最大限に発揮するとともに、より質の高い区民サービスを提供していきます。

2 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまち

① すべての人が地域で共に生きていけるまち

- 性別や国籍にかかわらず、高齢者も障害者も区民のだれもが、住み慣れた地域で安心して日常生活を営み、垣根のない交流や支え合うことができる環境をつくりまします。
- 介護が必要な高齢者や障害者が尊厳をもって地域で暮らしていけるよう、総合的・効果的に利用できるサービスの仕組みを整備まします。
- すべての区民が平等に参画し、持てる力を発揮できるまちをめざまします。
- 地域で学びあいや健康づくりが気軽にできる環境を整備まします。

② 子どもを共に育むまち

- 子どもの権利を保障し、子どもがのびのびと育つ環境づくりをすすまします。
- 希望するだれもが、安心して家庭を営み、子どもを産み育てられる環境づくりをすすまします。
- 子ども一人ひとりの成長と生活を全体としてとらえ、地域全体が温かい目で子どもや家庭を見守り、支援していくネットワークを整備まします。
- 地域でのさまざまな体験学習を通した温もりのある教育を充実まします。
- 個性を尊重し、社会性を培う学校教育をめざまします。

③ 多様性を尊重し合えるまち

- それぞれのコミュニティの個性を尊重しながら、連携を図ります。
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れあう地域社会をつくりまします。
- 国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくりまします。

④ みどりのネットワークを形成する環境のまち

- 自然環境や生活環境と地域の発展とが調和した、魅力ある清潔で美しいまちをめざまします。
- みどりの拠点づくりを行うとともに、身近なみどりを増やし、いのちと暮らしを支え、生物多様性を守ります。
- 区民が主体的に取り組むみどりの価値を再認識する仕組みを整備まします。

- 水・エネルギー資源等の有効利用、資源リサイクルやごみ処理などの環境に対する取り組みを総合的に展開し、循環型社会への転換をすすめます。

⑤ 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち

- 既存ストックの活用をすすめるなど、地域の魅力を高める個性あるまちづくりを推進していきます。
- 人と環境にやさしく安全・安心に暮らし続けられる都心居住を実現していきます。
- 災害に強い情報網の確立と都市基盤の整備をすすめます。
- 防犯・防災のための地域のパートナーシップをつくります。
- 日常生活に係る危険を予防し、安全・安心に生活できる地域をめざします。
- 道路空間がもつ多様な機能に着目するなど、既存の都市基盤を有効に活用したまちづくりをすすめます。

3 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち

① 首都圏の顔としてさまざまな機能が集積するまち

- 商業、業務、文化、娯楽、居住等の多様な機能を充実します。
- 近隣自治体等との交流・連携によりさらなる活性化を図ります。
- JR線、東武東上線、西武池袋線、都電荒川線、地下鉄丸の内線・有楽町線・副都心線などが通るターミナルとしての特性を生かしたまちづくりをすすめます。

② 魅力と活力のあるまち

- まちのシンボル、区民が集える場を創造します。
- 若者のエネルギーを活用したまちづくりを推進します。
- 魅力ある都市として、地域の歴史や特性を生かしたまちづくりをすすめるとともに、地域経済の活性化を図ります。
- 豊島区で働き、学ぶ人々や来街者と共に、魅力あるまちづくりをすすめていきます。
- 安心して買物ができる環境を整備します。

4 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち

① 個性が醸成される、彩り豊かなまち

- 都市美や風景を多くの人と共に創り上げていきます。
- 芸術領域にとらわれない文化創造都市をめざします。

② 文化に触れ、文化と共に発展するまち

- 地域の伝統芸能等を継承し、まちづくり等との連携を図ります。
- 豊島で生まれ、発展した文化を育むとともに、それを発信していきます。
- 区民が主体的に行っている文化活動の支援を充実します。
- 友好都市等との文化による交流をすすめ、にぎわいと発展を共有していきます。
- 生涯にわたって学び、スポーツに親しむことができる環境づくりをすすめます。

③ 文化創造都市の魅力で世界に向けて発信するまち

- 区内にある芸術文化施設を核として、人間優先の空間形成、広場、公園、街路等の開放などをすすめ、まち全体が舞台となり、だれもが主役となれる、芸術文化の活動、鑑賞機会を創出します。
- 豊島区が誇る芸術・文化を世界に通用するアート・カルチャーとして位置づけ、広く世界に向けてその魅力を発信し、人や産業を惹きつけ、世界中から人が訪れ、楽しむことができる都市づくりをすすめます。

第6章 構想実現のために

豊島区は、分権型社会において、自己決定、自己責任による地域づくりをすすめるにあたり、区民等の参画と協働を基本とします。

区民、NPO、ボランティア団体、事業者、大学等と区が、それぞれの役割を果たし、共に責任を担い、めざすべき将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」の実現に努めていきます。

区は、おおむね10年間を計画期間とする基本計画を策定し、構想の具体化を図ります。基本計画では、目標指標や実施時期を明らかにします。また、施策や事業の実施状況等については、行政評価結果等とあわせ公表していきます。

2 現行の基本構想と基本構想改定案の対照と改定の趣旨

下線箇所が見直す箇所（追加、修正等）を表わす。

現行の基本構想	基本構想改定案	改定の趣旨
<p>豊島区基本構想 はじめに</p>	<p>豊島区基本構想 はじめに</p> <p><u>基本構想の見直しにあたって</u> 豊島区基本構想は平成15年3月、21世紀の第1四半世紀を構想の期間とし、区の将来像を描き、まちづくりの方向性を示す指針として策定されました。 策定から10余年が経過するなか、人口減少と超高齢社会の到来、経済活動や文化交流におけるグローバル化の一層の進展など、我が国の社会経済はめまぐるしく変化しています。</p> <p>区においては、豊島区の自治の最高規範として「自治の推進に関する基本条例」を制定し、また、安全・安心まちづくりの国際認証である「セーフコミュニティ」と朋有小学校における「インターナショナルセーフスクール」の取得、地域区民ひろばの展開、雑司が谷地域の歴史と文化のまちづくり活動の「プロジェクト未来遺産2014」への登録、新庁舎の整備、「国際アート・カルチャー都市」づくりへの挑戦など、これからのまちづくりにも大きな影響をもつ取り組みの進展がありました。</p> <p>このたび、次期基本計画の策定を前に、構想の期間も半ばを過ぎ、社会経済状況や豊島区を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ、第2章ただし書に基づいて平成15年策定時の構想を尊重しつつ、所要の部分を見直すことといたしました。</p> <p>これにより、これからのまちづくりの方向をより明確化し、豊島区がめざす将来像の実現に向けた取り組みの一層の推進を図ります。</p> <p>見直しの背景 1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行 我が国は、全体としては人口減少社会の到来を迎え、少子高齢化も急速にすすんでいます。現在は転入人口に支えられて人口が増加している豊島区においても、いずれは人口減少を迎えることが想定されます。</p> <p>こうした人口の減少と人口構造の変化は、社会保障をはじめ雇用や経済活</p>	<p>◆構想の一部を見直す趣旨を、前文に追加する。</p> <p>◆構想を見直すにあたっての主な背景を示すものとして、前文に追加する。</p>

現行の基本構想	基本構想改定案	改定の趣旨
<p data-bbox="209 1827 635 1861">新たな基本構想の策定にあたって</p> <p data-bbox="177 1899 671 2033">豊島区は、平成七年、地域社会づくりの基本的な方向を定め区政運営の指針とするために前基本構想を策定しました。</p> <p data-bbox="209 2036 671 2069">その後、我が国の社会経済は予想を上</p>	<p data-bbox="699 241 1200 342"><u>動、コミュニティのあり方など地域社会にも大きな影響を及ぼすこととなります。</u></p> <p data-bbox="699 344 1200 517"><u>このため、豊島区においても将来を見据え、人口減少の克服は日本全体の課題という認識のもと、さまざまな対策を講じながら地域社会の持続的な発展に取り組んでいく必要があります。</u></p> <p data-bbox="699 519 1200 584">2 安全・安心なまちづくりへの意識の高まり</p> <p data-bbox="699 586 1200 898"><u>平成23年3月11日に発生した巨大地震は、我が国に未曾有の被害をもたらしました。この東日本大震災は、都市基盤整備の重要性や帰宅困難者への対応など、大都会が抱える多くの課題も浮き彫りにし、地域で暮らす人々の絆と支え合いの輪を再生させ、地域力を高めていくことの大切さを再認識させるものでした。</u></p> <p data-bbox="699 900 1200 1137"><u>日本一の高密都市であり、国内外から多くの来街者を迎える都市である豊島区が、これからも活力あふれるまちとして発展していくためには、地域の主体が連携・協働の輪を広げながら、安全・安心のまちづくりをさらに推しすすめていくことが求められます。</u></p> <p data-bbox="699 1140 1200 1205">3 国際化の進展と東京オリンピック・パラリンピックの開催</p> <p data-bbox="699 1207 1200 1480"><u>今日の社会は、情報通信技術の高度化、交通手段の発達等により、人、物、情報の流れ、文化交流などのグローバル化が加速度的に進んでいます。首都東京の一角を占める豊島区は、地域独自の魅力的な伝統や文化を内外に発信し、日本全体の活性化を牽引することが求められています。</u></p> <p data-bbox="699 1482 1200 1794"><u>また、オリンピック・パラリンピック競技大会が2020年に東京で開催され、スポーツ、文化、教育、観光、都市再生など幅広い分野での発展が期待されています。豊島区の持つ多彩な魅力をさらに高めつつ、大会の効果を持続的なものとするなど中長期的な視点のもと区民生活の向上につながるまちづくりをすすめていくことが重要となります。</u></p> <p data-bbox="699 1827 1200 1892">平成15年における基本構想の策定の趣旨</p> <p data-bbox="863 1895 1031 1928">(現行どおり)</p>	<p data-bbox="1222 1827 1436 2069">◆現行構想を策定した経緯やその決意を示したもので、策定当時のものであることを明示したうえで、見直し後もその内容</p>

現行の基本構想	基本構想改定案	改定の趣旨
<p>回る長期の構造的な不況に陥り、日常生活に対する先行きの見えない不安感が広がっています。</p> <p>区内においては、人口の減少傾向に歯止めがかかったものの、超高齢社会への進行は一層速まるものと予測されています。</p> <p>一方、従来の成長を重視する考え方は見直されつつあり、地球環境への負荷の少ない社会を次代に引き継いでいこうとする考え方が主流になっています。さらに精神的な豊かさや自己実現への欲求の高まり、多様な生き方への志向など、人々の意識も大きく変わってきています。これからは、さまざまな人々が対等な立場で互いを尊重しあい、共に支えあって生きていく「共生社会」の実現が求められています。</p> <p>また、社会の変動がますます加速する中、その変化を敏感に受け止め、柔軟に対応し、区民と共に成熟社会にふさわしい新しい地域社会づくりをすすめていくことが必要です。</p> <p>そこで、豊島区は、あらためて、平和を礎とし、区内に暮らし、働き、学び、訪れるすべての人の人権が守られ、個性が尊重され、人々が誇りと希望を持って住み続けることができる地域社会づくりをすすめる決意をしました。</p> <p>豊島区のこれからの新しい成長に向け、区の将来像を描くとともに、地域社会づくりの指針として、ここに新たな基本構想を策定します。</p> <p>策定の背景</p> <p>一 構造改革の進展</p> <p>成長を前提にした社会構造を変革し、新たな時代にふさわしい社会経済システムを構築するため、さまざまな分野で抜本的な構造改革がすすめられています。</p> <p>地方自治体においても、住民本位の質の高い行政サービスを提供するため、さらなる自己改革を図るとともに、より効率的な行政システムへの転換が求められています。</p> <p>豊島区では、これまで内部努力の徹底をはじめ、各種白書など行政情報の公表や外部監査制度の導入を積極的にすすめてきました。今後さらに区民の満足感を高め、いつまでも住み続けられる地域社会を創り出していくために、区民の目</p>	<p>平成15年における基本構想の策定の背景</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>を存置する。</p> <p>◆現行構想を策定した背景を示したもので、策定当時のものであることを明示したうえで、見直し後もその内容を存置する。</p>

現行の基本構想	基本構想改定案	改定の趣旨
<p>線から区政運営システムを見直し、魅力ある地域社会の構築に努めていく必要があります。</p> <p>二 地方分権改革等の進展</p> <p>地方分権改革、都区制度改革により、豊島区は、住民に最も身近なところで自己決定、自己責任に基づいた地域づくりをすすめることが可能となりました。</p> <p>分権型社会を構築し、個性ある地域づくりを行うためには、さらなる情報公開を通じた行政の透明性の向上と計画づくりからの区民の参画と協働を推進する必要があります。</p> <p>また、地方分権改革、都区制度改革をさらにすすめ、財源配分の適正化や二十三区横並び行政からの脱却への取り組みを継続していきます。</p> <p>三 安定した成熟社会に向けて</p> <p>これまでのスピードや効率が重視された高度成長型社会から、安定した生活基盤を礎に生きる楽しさや心の豊かさを享受できる成熟社会への移行により、区民の意識が大きく変化することが想定されます。</p> <p>こうした中、高度情報通信ネットワーク化の進行により、すべての人がいつでもどこでも情報を享受できるユビキタス社会に向けた地域情報化への取り組みも望まれます。</p> <p>これからの区政運営には、今ある社会資本を活用し、調和のとれた持続可能な社会への転換をめざす取り組みが求められています。</p> <p>第一章 基本構想の目的</p> <p>この基本構想は、分権型社会における豊島区のあるべき将来像とその実現のための総合的かつ計画的な地域づくりの方向を定めることを目的とします。</p> <p>また、基本構想は、区民、地域で活動する団体、企業等と区に関わりのあるすべての人が、あるべき将来像の実現を共通の目標とし、さまざまな活動をすすめるための指針となるものです。</p> <p>第二章 基本構想の期間</p> <p>構想の期間は、二十一世紀の第一四半世紀とします。</p> <p>ただし、この間に社会経済状況や豊島区を取り巻く環境が大きく変化した際には、基本構想の見直しを行います。</p>	<p>第1章 基本構想の目的 (現行どおり)</p> <p>第2章 基本構想の期間 (現行どおり)</p>	

現行の基本構想	基本構想改定案	改定の趣旨
<p>第三章 将来像 豊島区のめざすべき将来像を、次のとおり掲げます。 未来へ ひびきあう 人 まち・としま</p> <p>第四章 基本方針 豊島区は、平和の希求、人権の尊重、住民自治の実現を基本的な理念とし、さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働・共創のまちづくりを推進します。</p> <p>区民が誇りを持ち、住み続けることができるまちを創造していくためには、地域性を踏まえた個性あふれる施策の展開や魅力づくりが必要です。そのため、区民をはじめ<u>区</u>に関わるすべての人の参画した計画づくりや地域づくりをすすめるとともに、歴史や伝統に根ざした文化的資源を再発掘した「豊島らしさ」の創出に努めていきます。また、ターミナル駅を有する特性を生かした魅力あるまちづくりをすすめ、地域の活性化を図ります。さらに、区民生活を支える地域商店街の活性化に努めます。</p> <p>そこで、基本構想の将来像を実現するため、<u>区</u>に住み、<u>学び</u>、<u>働き</u>、<u>訪れる</u>すべての人と共に地域づくりを推進していく姿勢として、次の四つの柱を示します。</p> <p>一 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく ～「参画」と「協働」のシステム構築～</p> <p>住民に最も身近な自治体として、さまざまな主体の参画と協働による「わかりやすい区政」、「区民の目線での行政運営」をめざします。</p> <p>また、区は自律的な区政運営をすすめるため、新たな区政運営システムの確立に取り組みます。</p> <p>二 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまちを創造する ～<u>生活者としての区民</u>が喜びあえるまち～</p> <p><u>区</u>に住み、働き、学び、訪れるすべての人の個性や人権が尊重され、ゆとりと笑顔にあふれた地域社会をめざします。</p> <p>ライフステージのさまざまな場面で人々の交流を活発にし、共生、共存、安</p>	<p>第3章 将来像 (現行どおり)</p> <p>第4章 基本方針 豊島区は、平和の希求、人権の尊重、住民自治の実現を基本的な理念とし、さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働・共創のまちづくりを推進します。</p> <p>区民が誇りを持ち、住み続けることができる<u>安全・安心</u>で<u>豊かな</u>まちを創造していくためには、地域性を踏まえた個性あふれる施策の展開や魅力づくりが必要です。そのため、区民をはじめ<u>豊島区</u>に関わるすべての人の参画した計画づくりや地域づくりをすすめるとともに、歴史や伝統に根ざした文化的資源を再発掘した「豊島らしさ」の創出に努めていきます。また、ターミナル駅を有する特性を生かした魅力あるまちづくりをすすめ、地域の活性化を図ります。さらに、区民生活を支える地域商店街の活性化に努めます。</p> <p>そこで、基本構想の将来像を実現するため、<u>豊島区</u>に住み、<u>働き</u>、<u>学び</u>、<u>訪れる</u>すべての人と共に地域づくりを推進していく姿勢として、次の四つの柱を示します。</p> <p>1 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく ～「参画」と「協働」のシステム構築～ (現行どおり)</p> <p>2 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまちを創造する ～<u>すべての区民</u>が喜びあえるまち～</p> <p><u>豊島区</u>に住み、働き、学び、訪れるすべての人の個性や人権が尊重され、ゆとりと笑顔にあふれた地域社会をめざします。</p> <p>ライフステージのさまざまな場面で人々の交流を活発にし、共生、共存、<u>安</u></p>	<p>◆「安全・安心」のまちづくりを明確化するとともに、人と人とのつながりや支え合いの基盤、地域の多彩な魅力を「豊か」として表現するため文言を加える。</p> <p>◆豊島区に文言整理</p> <p>◆豊島区に文言整理。</p> <p>◆働き、学びの順に文言整理。</p> <p>◆生活者に限定する記述を、すべての区民に改める。</p> <p>◆豊島区に文言整理。</p> <p>◆安心のまちに、</p>

現行の基本構想	基本構想改定案	改定の趣旨
<p>心のまちをめざして地域の連携を構築します。</p> <p>また、住環境の整備をすすめるとともに、地球環境の視点に立って、みどり豊かで潤いのあるまちをめざします。</p> <p>三 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす ～再び訪れたい魅力あるまち～ 東京を代表する都市として、<u>業務、商業、文化、交流を中心とした多様な機能が集約した都市づくりを誘導</u>します。 充実した交通機能を有するという特色を生かした活気にあふれるまちづくりをすすめます。 また、地域ごとの特性に彩られた活気ある地域づくりをすすめます。</p> <p>四 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす ～多くの人々が共に創りあげる文化のまち～ 都市の風景や街並みを含めた多様な芸術文化を生み出す都市をめざします。地域の歴史や伝統芸能等を再発見し、守り伝えるとともに、豊島区独自の新しい文化の創造に努めます。 また、文化や芸術の息づく都市として国内外の都市との交流をすすめていきます。</p> <p>第五章 めざすべき方向 基本方針を具体化するため、地域づくりのみちすじや取り組むべき方向性を以下に示します。</p> <p>一 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち</p> <p>① 区民等の参画の推進</p> <p>○ <u>計画づくりや施策、事業等への参画と協働をすすめるための仕組みを「(仮称)自治基本条例」として位置づけます。</u></p> <p>○ 政策や計画等の政策形成過程に関する情報を公開するとともに、成果についても区民と共に評価していきます。</p> <p>○ まちづくりなど地域の問題の解決を地域住民自らが決定し、取り組める体制を整備します。</p> <p>○ 区民、NPO、ボランティア団体、事</p>	<p>全・安心のまちをめざして地域の連携を構築します。</p> <p>また、住環境の整備をすすめるとともに、地球環境の視点に立って、みどり豊かで潤いのあるまちをめざします。</p> <p>3 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす ～再び訪れたい魅力あるまち～ 東京を代表する都市として<u>世界に目を向けながら、商業、業務、文化、観光、交流を中心とした多様な機能が集約した都市づくりを誘導</u>します。 充実した交通機能を有するという特色を生かした活気にあふれるまちづくりをすすめます。 また、地域ごとの特性に彩られた活気ある地域づくりをすすめます。</p> <p>4 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす ～多くの人々が共に創りあげる文化のまち～ 都市の風景や街並みを含めた多様な芸術文化を生み出す都市をめざします。地域の歴史や伝統芸能等を再発見し、守り伝えるとともに、豊島区独自の新しい文化の創造と<u>発信</u>に努めます。 また、文化や芸術の息づく都市として国内外の都市との交流をすすめていきます。</p> <p>第5章 めざすべき方向 (現行どおり)</p> <p>1 あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち</p> <p>① 区民等の参画の推進</p> <p>○ <u>自治の推進に関する基本条例のもと、計画づくりや施策、事業等への参画と協働をすすめます。</u></p> <p>○ (現行どおり)</p> <p>○ <u>地域における活動を促進する拠点の充実を図るとともに、まちづくりなど地域の問題の解決を地域住民自らが決定し、取り組める体制を整備</u>します。</p> <p>○ 区民、NPO、ボランティア団体、事</p>	<p>安全の文言を加える。</p> <p>◆国際化の進展、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を念頭に、世界に視野を置いた展開を明確化するための文言を加える。</p> <p>◆商業、業務の順に文言整理し、今後の重要な要素である「観光」を加える。</p> <p>◆豊島区の優れた文化を国の内外に発信していくことを改めて明記する趣旨の文言を加える。</p> <p>◆既に条例は制定されていることから、方向性を示す記述に改める。</p> <p>◆地域区民ひろばの展開を踏まえ、活動の拠点の充実を明確化する記述を加える。</p>

現行の基本構想	基本構想改定案	改定の趣旨
<p>業者、区の役割分担を明確にし、<u>それぞれ</u>がその能力を十分に発揮できるよう、区は支援していきます。</p> <p>② 新たな区政運営システムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策立案や施策実施にあたっては、社会の変化や区民の生活観等に柔軟に対応できる体制を整備します。 ○ 区民の立場から見た成果を重視し、真に区民が必要とする施策を優先的に実施していきます。 ○ 財源確保の取り組みを行い、財政運営基盤を強化していきます。 <p>二 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまち</p> <p>① すべての人が地域で共に生きていけるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 性別や国籍にかかわらず、高齢者も障害者も区民のだれもが、住み慣れた地域で安心して日常生活を営み、垣根のない交流ができる環境をつくりまします。 ○ 介護が必要な高齢者や障害者が尊厳をもって地域で暮らしていけるよう、総合的・効果的に利用できるサービスの仕組みを整備します。 ○ すべての区民が平等に参画し、持てる力を発揮できるまちをめざします。 ○ 地域で学びあいや健康づくりが気軽にできる環境を整備します。 <p>② 子どもを共に育むまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの権利を保障し、子どもがのびのびと育つ環境づくりをすすめます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども一人ひとりの成長と生活を全体としてとらえ、地域全体が温かい目で子どもや家庭を見守り、支援していくネットワークを整備します。 ○ 地域でのさまざまな体験学習を通じた温もりのある教育を充実していきます。 ○ 個性を尊重し、社会性を培う学校教育をめざします。 <p>③ 多様なコミュニティがあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれのコミュニティの個性を 	<p>業者、<u>大学</u>、区の役割分担を明確にし、<u>互いに連携しながら</u>その能力を十分に発揮できるよう、区は支援していきます。</p> <p>② 新たな区政運営システムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) <p>○ <u>自治推進の新たな拠点である新庁舎の機能を最大限に発揮するとともに、より質の高い区民サービスを提供していきます。</u></p> <p>2 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまち</p> <p>① すべての人が地域で共に生きていけるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 性別や国籍にかかわらず、高齢者も障害者も区民のだれもが、住み慣れた地域で安心して日常生活を営み、垣根のない交流や<u>支え合うこと</u>ができる環境をつくりまします。 ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) <p>② 子どもを共に育むまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (現行どおり) <p>○ <u>希望するだれもが、安心して家庭を営み、子どもを産み育てられる環境づくりをすすめます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) <p>③ 多様性を尊重し合えるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (現行どおり) 	<p>◆まちづくりの重要な主体である大学の位置づけを明確化するため、文言を加える。</p> <p>◆各主体の個別の取り組みでなく、相互の連携が重要であることを明確化する記述に改める。</p> <p>◆自治推進の拠点である新庁舎の活用と、全体としてより質の高い区民サービスを提供する趣旨の記述を追加する。</p> <p>◆「支え合い」の位置づけをより明確化するため文言を加える。</p> <p>◆希望するだれもが、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めることをより明確に示す記述を追加する。</p> <p>◆個性や人権の尊重を明確にするた</p>

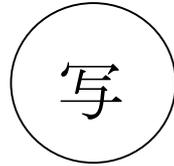
現行の基本構想	基本構想改定案	改定の趣旨
<p>尊重しながら、連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れあう地域社会をつくります。 ○ 国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくります。 <p>④ みどりのネットワークを形成する環境のまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境や生活環境と地域の発展とが調和した、魅力ある清潔で美しいまちをめざします。 ○ みどりの拠点づくりを行うとともに、身近なみどりを増やします。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民が主体的に取り組むみどりの価値を再認識する仕組みを整備します。 ○ 水・エネルギー資源等の有効利用、資源リサイクルやごみ処理などの環境に対する取り組みを総合的に展開し、循環型社会への転換をすすめます。 <p>⑤ 人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の魅力を高める個性あるまちづくりを推進していきます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強い情報網の確立と都市基盤の整備をすすめます。 ○ 防犯・防災のための地域のパートナーシップをつくります。 ○ 日常生活に係る危険を予防し、<u>安心して生活できる地域</u>をめざします。 ○ 道路空間がもつ多様な機能に<u>着目した「みちづかい」</u>など、既存の都市基盤を有効に活用したまちづくりをすすめます。 <p>三 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち</p> <p>① 首都圏の顔としてさまざまな機能が集積するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商業、業務、文化、娯楽、居住等の多様な機能を充実します。 ○ 近隣自治体等との交流・連携によりさらなる活性化を図ります。 ○ JR線、東武東上線、西武池袋線、<u>都電、地下鉄丸の内線・有楽町線、新たに整備される十三号線</u>などが通る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) <p>④ みどりのネットワークを形成する環境のまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (現行どおり) ○ <u>みどりの拠点づくりを行うとともに、身近なみどりを増やし、いのちと暮らしを支え、生物多様性を守ります。</u> ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) <p>⑤ 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>既存ストックの活用をすすめるなど、地域の魅力を高める個性あるまちづくりを推進していきます。</u> ○ <u>人と環境にやさしく安全・安心に暮らし続けられる都心居住を実現していきます。</u> ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) ○ 日常生活に係る危険を予防し、<u>安全・安心に生活できる地域</u>をめざします。 ○ 道路空間がもつ多様な機能に<u>着目する</u>など、既存の都市基盤を有効に活用したまちづくりをすすめます。 <p>三 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち</p> <p>① 首都圏の顔としてさまざまな機能が集積するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) ○ JR線、東武東上線、西武池袋線、<u>都電荒川線、地下鉄丸の内線・有楽町線・副都心線</u>などが通るターミナルと 	<p>め見出しの記述を改める。</p> <p>◆みどりを増やす意義を明確にする記述を加える。</p> <p>◆「安全・安心」に文言整理。</p> <p>◆リノベーションに関する記述を例示として加える。</p> <p>◆住環境の一つとして、住まいに関する方向性を明確化するため記述を追加する。</p> <p>◆安全の文言を加える。</p> <p>◆一般的な表記とは言いにくい「みちづかい」という例示を削除する。</p> <p>◆既に開通している13号線の名称を</p>

現行の基本構想	基本構想改定案	改定の趣旨
<p>ターミナルとしての特性を生かしたまちづくりをすすめます。</p> <p>② 魅力と活力のあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まちのシンボル、区民が集える場を創造します。 ○ 若者のエネルギーを活用したまちづくりを推進します。 ○ 魅力ある都市として、地域の歴史や特性を生かしたまちづくりをすすめるとともに、地域経済の活性化を図ります。 ○ 「<u>他県区民</u>」や来街者と共に、魅力あるまちづくりをすすめていきます。 ○ 安心して買物ができる環境を整備します。 <p>四 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち</p> <p>① 個性が醸成される、彩り豊かなまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市美や風景を多くの人と共に創り上げていきます。 ○ 芸術領域にとらわれない<u>総合芸術都市</u>をめざします。 <p>② 文化に触れ、文化と共に発展するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の伝統芸能等を継承し、まちづくり等との連携を図ります。 ○ <u>豊島ならではの独自の庶民文化を育んでいきます。</u> <p>③ 芸術文化都市として発展するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内にある芸術文化施設を核として、芸術文化の活動、鑑賞機会を創出します。 ○ <u>友好都市等との交流をすすめ、広く「芸術文化都市 豊島」を発信していきます。</u> ○ 区民が主体的に行っている文化活 	<p>しての特性を生かしたまちづくりをすすめます。</p> <p>② 魅力と活力のあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) ○ (現行どおり) ○ <u>豊島区で働き、学ぶ人々や来街者と共に、魅力あるまちづくりをすすめていきます。</u> ○ (現行どおり) <p>4 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち</p> <p>① 個性が醸成される、彩り豊かなまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (現行どおり) ○ 芸術領域にとらわれない<u>文化創造都市</u>をめざします。 <p>② 文化に触れ、文化と共に発展するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (現行どおり) ○ <u>豊島で生まれ、発展した文化を育むとともに、それを発信していきます。</u> ○ <u>区民が主体的に行っている文化活動の支援を充実します。</u> ○ <u>友好都市等との文化による交流をすすめ、にぎわいと発展を共有していきます。</u> ○ <u>生涯にわたって学び、スポーツに親しむことができる環境づくりをすすめます。</u> <p>③ 文化創造都市の魅力で世界に向けて発信するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内にある芸術文化施設を核として、<u>人間優先の空間形成、広場、公園、街路等の開放などをすすめ、まち全体が舞台となり、だれもが主役となる、芸術文化の活動、鑑賞機会を創出します。</u> ○ <u>豊島区が誇る芸術・文化を世界に通用するアート・カルチャーとして位置づけ、広く世界に向けてその魅力を発信し、人や産業を惹きつけ、世界中から人が訪れ、楽しむことができる都市づくりをすすめます。</u> 	<p>副都心線に改めるとともに、都電も正式名称に改める。</p> <p>◆「他県区民」を分かりやすい記述に改める。</p> <p>◆文化創造都市に文言を整理。</p> <p>◆独自の庶民文化を分かりやすい記述に改める。</p> <p>◆現行の4③から移行する。</p> <p>◆文化を通じた交流と共生の方向性を明確化するため現行4③から分離する。</p> <p>◆生涯学習、生涯スポーツの方向性の明確化図るための記述を追加する。</p> <p>◆芸術、文化の魅力を生かした、これからのまちづくりの方向性を明確に位置づけるため、記述を改める。</p>

現行の基本構想	基本構想改定案	改定の趣旨
<p>動の支援を充実します。</p> <p>第六章 構想実現のために 豊島区は、分権型社会において、自己決定、自己責任による地域づくりをすすめるにあたり、区民等の参画と協働を基本とします。</p> <p>区民、<u>ボランティア団体、NPO、企業</u>等と区が、それぞれの役割を果たし、共に責任を担い、めざすべき将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」の実現に努めていきます。</p> <p>区は、おおむね十年間を計画期間とする基本計画を策定し、構想の具体化を図ります。基本計画では、目標指標や実施時期を明らかにします。また、施策や事業の実施状況等については、行政評価結果等とあわせ公表していきます。</p>	<p>第6章 構想実現のために 豊島区は、分権型社会において、自己決定、自己責任による地域づくりをすすめるにあたり、区民等の参画と協働を基本とします。</p> <p>区民、<u>NPO、ボランティア団体、事業者、大学等</u>と区が、それぞれの役割を果たし、共に責任を担い、めざすべき将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」の実現に努めていきます。</p> <p>区は、おおむね10年間を計画期間とする基本計画を策定し、構想の具体化を図ります。基本計画では、目標指標や実施時期を明らかにします。また、施策や事業の実施状況等については、行政評価結果等とあわせ公表していきます。</p>	<p>◆各主体の文言と記載順を整理。</p>

参考資料

1 諮問文



26 諮問 第 1 号
平成 26 年 7 月 23 日

豊島区基本構想審議会
会 長 原 田 久 様

豊島区長
高野之夫

豊島区基本構想審議会条例第 2 条に基づき、下記事項について諮問する。

記

豊島区基本構想の点検及び基本計画の策定について

2 豊島区基本構想審議会委員名簿

	氏名	条例区分	役職等
会長	原田 久	学識経験者(7)	立教大学法学部教授
委員	明石 要一		千葉敬愛短期大学学長
委員	蟹江 憲史		東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授
委員	長野 基		首都大学東京大学院都市環境科学研究科准教授
委員	中林 一樹		明治大学大学院政治経済学研究科特任教授
委員	萩原 なつ子		立教大学社会学部社会学科教授
委員	宮崎 牧子		大正大学人間学部教授
委員	古堺 稔人	区議会議員(5)	区議会議員
委員	高橋 佳代子		区議会議員
委員	永野 裕子		区議会議員
委員	村上 宇一		区議会議員
委員	小林 ひろみ		区議会議員
委員	篠原 あや子	勤務区内に住所を有する又は(6)	公募区民
委員	清水 綾乃		としまF1会議委員
委員	寺田 晃弘		豊島区民生委員・児童委員協議会会長
委員	東澤 昭		公益財団法人としま未来文化財団事務局長
委員	外山 克己		豊島区町会連合会副会長
委員	柳田 好史		特定非営利活動法人としまNPO推進協議会代表理事
委員	水島 正彦	区職員(3)	副区長
委員	渡邊 浩司		副区長
委員	三田 一則		教育長

敬称略・区分ごとに原則五十音順。区議会議員は議席順。

委員任期：平成26年7月23日から基本構想の点検及び基本計画の策定について必要な事項を答申したときまで

3 豊島区基本構想審議会審議経過

開催日	会議	審議内容等
平成 26 年 7 月 23 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱 ・会長選任、会長代理指名 ・諮問 ・審議の進め方について ・区民意識調査等の実施について ・豊島区の現況について
平成 26 年 9 月 9 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区の現況について ・社会経済動向について ・現状と課題について
平成 26 年 10 月 20 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区の現況について ・将来人口推計について ・区民ワークショップ実施結果について ・現状と課題について
平成 26 年 11 月 11 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の点検について ・将来人口推計について ・区民意識調査の集計結果について ・現状と課題について
平成 26 年 12 月 1 日	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の点検について
平成 27 年 1 月 27 日	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の点検について ・新たな基本計画の策定に向けた視点等について

■答申（豊島区基本構想の点検について）

平成 27 年 1 月 30 日

※豊島区基本計画の策定についての答申は平成 27 年度の予定。

4 豊島区基本構想審議会条例

平成 14 年 7 月 9 日
条例第 22 号

(設置)

第 1 条 豊島区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の附属機関として、豊島区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議して答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7 人以内
- (2) 区議会議員 5 人以内
- (3) 豊島区の区域内に住所又は勤務先を有する者 6 人以内
- (4) 区職員 3 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会が第 2 条に規定する答申をしたときに満了する。

(会長の設置及び権限)

第 5 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 7 条 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第 3 条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

(意見の聴取)

第 9 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、政策経営部において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 略